

建設課

☒ 建築係 (152)

大崎町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金のご案内

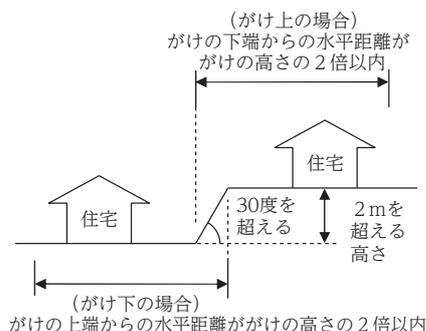
【制度の概要】

がけ地の崩壊等の恐れがある危険な住宅の移転を促進するため、国や県の補助を受けて、町が移転者に対し危険住宅の除却や安全な場所への新たな住宅建設等に要する経費の一部を補助する制度です。

【対象となる住宅】

現に居住している住宅で、次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① 鹿児島県が指定した急傾斜地崩壊危険区域に存する住宅
- ② がけの高さが2mを超え、勾配が30度を超えるがけに近接する住宅(右図参照)で、昭和46年8月31日以前に建築された建物
- ③ 鹿児島県が指定した土砂災害特別警戒区域に存する住宅



【補助の内容】

- ① 危険住宅の解体、除却等に要する経費
- ② 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入も含みます。)、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子額に対して限度額を設けて補助金を交付します。

● 補助金の額 (1戸当たり補助限度額)

除却等費	木造除却	非木造除却	動産移転費等
	32千円/㎡	46千円/㎡	975千円
建物助成費	建物	土地取得	敷地造成
	4,650千円	2,060千円	608千円

建設課

☒ 建築係 (152)

木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助金のご案内

制度の概要	木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、大崎町内の木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する経費の一部を補助する制度です。											
対象となる住宅	<p>町内の木造住宅のうち次の全てを満たすものが対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物であること。 ・ 専用住宅又は併用住宅(住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。)であること。 ・ 地上3階建てまでであること。 ・ 昭和56年5月31日以前に建築又は着工されたものであること。 ・ 現に居住の用に供していること。 											
補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断又は耐震改修工事をおこなう木造住宅の居住者又は所有者であること。 ・ 居住者と所有者が異なる場合は、双方の同意を得ていること。 ・ 町税等を滞納していないこと。 											
補助金の額 (1戸当たりの補助金額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>補助割合</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断</td> <td>2/3</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>23/100</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	内容	補助割合	限度額	耐震診断	2/3	6万円	耐震改修	23/100	30万円	※補助要件等、制度の詳細については大崎町役場建設課建築係までお問い合わせいただくか大崎町のホームページをご確認ください。	
内容	補助割合	限度額										
耐震診断	2/3	6万円										
耐震改修	23/100	30万円										